

宇陀市監査委員公告第5号

平成26年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月24日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 上 田 徳

## 1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

## 2 監査の対象

- (1) 対象団体 社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 対象事務 協議会における宇陀市からの財政援助（社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金）に係る出納その他の事務で、主として平成24年度及び平成25年度執行の事務
- (3) 所管課 健康福祉部介護福祉課

## 3 監査の期間

平成26年10月28日から平成27年3月13日まで

## 4 監査の方法

監査は、協議会に対し、平成24年度及び平成25年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 5 監査の結果

### (1) 協議会に関する事項

協議会の財務諸表は、特別会計のない一般会計のみとなっているが、協議会及び地域包括支援センターの運営のほか、介護予防ケアマネジメント事業、募金配分金事業、高齢者等サポート隊事業、らくらくバス運行事業、いきいきサロン事業、各種奉仕員養成事業等多岐にわたっていることから、実際の会計帳簿は事業ごとに区分して会計処理されている。

社会福祉協議会の事業は、多種多様に分かれており、お元気コール事業や声の便り広報事業等の自主事業のほか、市から委託や補助を受けて実施しているいきいきサロン事業や高齢者等サポート隊事業なども実施している。その他、共同募金や歳末助け合い募金の配分事業を実施している。

今回監査対象とした社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金は、協議会（法人部門）の運営に係る法人運営事業、地域福祉活動推進事業、らくらくバス運行事業及び移送サービス事業（平成24年度のみ）において、人件費及び事業費等に充てられており、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、宇陀市から事業の委託、補助を受け、宇陀市と一体となって社会福祉事業を推進し、社会福祉の増進に努めてきた。

今後も引き続き市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進していかれることを望む。

(2) 所管課に関する事項

所管課である介護福祉課においては、社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しており、その交付事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、補助金の交付にあたっては、貴重な財源の有効活用を図る意味からも、補助対象事業の実施状況を適時チェックするなど補助事業の実情を把握するとともに、補助金が公正かつ効果的に使用されるよう一層努められたい。

また、宇陀市における協議会が、社会福祉の増進を図る上で重要な役割を今後も果たしていくためにも、協議会との連携をより密にして指示等をされたい。